

歯科医療救護班の派遣に関する協定

長崎県知事 中村 法道（以下「甲」という。）と、社団法人長崎県歯科医師会長 許斐 義彦（以下「乙」という。）とは、国内において、大規模災害が発生した場合に迅速な歯科医療救護を実施するため、災害発生時において乙が派遣する歯科医療救護班に関し、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、国内において、災害が発生した場合において、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）または長崎県地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護について、指定地方公共機関である乙に協力を求めることに関し、必要な事項を定める。

（要請及び歯科医療救護計画）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、場所、期間、その他必要な事項を示し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前条に定める歯科医療救護を円滑に実施するため、歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

3 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 指揮連絡系統
- (3) その他必要な事項

（歯科医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班は、避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- (2) 前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導
- (4) 身元確認作業に関する協力

（歯科医療救護班の派遣）

第4条 乙は、第2条の規定により甲から派遣要請を受けた場合は、同条に定める歯科医療救護計画に基づき直ちに歯科医療救護班を編成し、派遣するものとする。

2 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として、県内において前条に定める活動を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において活動を行うことができる。

3 乙が派遣する歯科医療救護班員（以下「班員」という。）は、派遣元である乙の職員として歯科医療救護活動に従事する。

- 4 本県における災害において、緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は甲が行うものとし、第3条第2項第1号ないし第3号の業務に係るものについては福祉保健部が、同条同項第4号の業務に係るものについては、警察本部が所管する。この場合、甲は乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療機関が携行するもののほか甲が供給するものとする。

（搬送先医療機関の確保）

第8条 甲は、災害時における歯科医療救護活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

（医療費）

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

（派遣費用負担）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班の派遣に要する費用は、次の各号により甲が負担するものとする。

- (1)第3条に規定する歯科医療救護班の活動に従事した者に対する日当は、災害救助法施行細則（昭和35年6月15日長崎県規則第42号）で定める額とする。ただし、事務職員等については、職員の給与に関する条例（昭和32年11月12日長崎県条例第45号）による行政職給料表1級2号に当たる者の1日当たりの給与相当額（100円未満切り捨て）とする。
- (2)歯科医療救護班の派遣に係る旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年11月1日長崎県条例第47号）に準じて算定した額とする。
- (3)歯科医療救護班が移動のために使用したレンタカー等の使用料は、実費の額とする。ただし、事前に甲の了解を得たものに限る。
- (4) 歯科医療救護班が携行した医薬品、衛生材料を使用した場合は、使用した医薬品等の実費弁償の額とする。

（災害救助法が適用された場合の費用弁償）

第11条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条（救

助業務の従事指示)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第33条(費用の支弁区分)及び同法施行令第11条(実費弁償)の定めるところにより費用を弁償する。

(派遣費用負担の例外)

第12条 前2条のいずれにも該当しない歯科医療救護班の派遣に要する費用は、乙が負担をするものとする。

(派遣費用の請求)

第13条 乙は、第10条及び第11条の定めによる派遣費用を請求するときは、甲が指定する様式に必要な書類を添えて、甲に請求するものとする。

(補償)

第14条 甲は、乙が派遣する歯科医療救護班の歯科医療救護活動における事故等に対応するため、班員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第15条 甲の要請に基づき、乙が派遣した歯科医療救護班が、災害救助法第24条(救助業務の従事指示)又は第25条(救助業務への協力命令)の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第29条(扶助金の支給)及び同法施行令第13条(扶助金の種目)から第21条(打切扶助金)までの定めるところにより扶助金を支給する。
2 前項に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が、甲が指定する様式により、甲に請求するものとする。

(負傷等の報告)

第16条 歯科医療救護班の活動に従事した者が、そのために負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、甲が指定する様式により速やかに甲に報告するものとする。

(歯科医療救護活動の報告)

第17条 乙は、第4条第2項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動後、甲が指定する様式により、速やかに甲に報告するものとする。

(定めのない事項)

第18条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日から1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成25年 3月 7日

甲 長崎市江戸町2番13号

長崎県知事

中村法通

乙 長崎市茂里町3番19号

社団法人長崎県歯科医師会

会 長

許斐義彦